

# フランスの文書保存法制と地方図書館—文化遺産法典への編入とその経緯

佐藤 毅彦

福井 千衣

## 【目次】

はじめに

I フランスの文書保存法制の概況

II フランスの地方図書館の概況

おわりに

翻訳 文化遺産法典 [抄]

## はじめに

ここに訳出するのは、フランスの文化遺産法典第2編及び第3編である。文化遺産法典は、2004年2月20日のオルドナンス<sup>(注1)</sup>(以下「2004年オルドナンス」という。)により、文化遺産に関連する諸法令の規定が一つの法典として編纂されたもので、第2編には文書に係る規定、第3編には図書館に係る規定が集められている。

第2編は、1979年に制定された「文書保存法」(以下「79年法」という。)の規定が土台となっている。同法は、1982年に調査及び立法考査局フランス法研究会が訳出している<sup>(注2)</sup>。

この法典化に際し、79年法制定以降のフランスにおける地方分権改革の進展を反映した、地方公共団体の文書保存に関する規定が新たに追加されることになった(L第212-6条～L第212-14条、L第212-34条～L第212-36条)。また、裁判所の視聴覚記録の作成を定める85年法(後述)により制定された条文も新たに法典に加えられた(L第221-1条～L第222-3条)。

なお、本稿では、文化遺産法典の第3編として新設された図書館に関する規定も併せて訳出した。第3編の規定は、第2編の地方公共団体関連規定と同様、2004年オルドナンスにより、市町村法典中にあった関連規定を移して83年法

(後述)と共に再編したものであり、法典への再編の経緯が、第2編の法典化の経緯と関連性を有していることがその理由である。

以下に、フランスにおける文書保存法制と地方図書館に係る規定について、それぞれ解説する。なお、本文中の条文番号は、特にことわりのないかぎり、文化遺産法典のものである。

## I フランスの文書保存法制の概況

### 【79年法による文書保存法制の整備】

文書保存に関する最初の統一的法規である79年法は、公文書のみならず、私人又は私法人の所有する文書も含めて、国全体の文書保存体制の基本法としての性格をもち、同時に、1970年代の情報公開法制化の動きに対応して、公開と保存の調整を図りつつ、情報公開の実現を目指すものであった<sup>(注3)</sup>。

79年法の第一の特徴は、日本における公文書館とは異なり、私人又は私法人の文書を保存の対象としていることである。これは、19世紀以降の歴史学の発展、とりわけ経済史、社会史の発展に対応したものであって、国家が保存の必要のある私文書を指定し、場合によっては先買権を行使して私文書を入手する制度が設けられたことによっている。

また、第二の特徴としては、きわめて中央集権的な文書保存制度を前提としていることが挙げられる。中央の文化コミュニケーション省のフランス文書館局(Direction générale des Archives de France)が、パリの国立文書館以下、県文書館等に対し、実質的な監督権限を持っていたのである。

### 【文書の定義】

そもそも文書 (archives) という文言は、法律用語ではない。国民教育・高等教育・研究省が2003年に作成した報告書「文化財及び文書に係る法制」<sup>(注4)</sup>によれば、L第211-1条は、文書学における二つの概念、すなわち、①個々の記録、②(有機的な統一体としての) フォンド<sup>(注5)</sup> (同出所史料群。フランス語では fonds d'archives と表記。)を援用しているという。

記録 (document) は、その作成の日から文書とみなされ、内容の完成度は問われない。例えば、公的機関の学術文書の場合、近日中に発表予定の著作の作成過程で作成される草稿、素描 (簡単な報告、メモ、スケッチ)、一覧表、帳簿類などの大量の途中経過の記録は、収集することもアクセスすることも困難であっても、すべて文書とされる。

組織体はその活動において作成又は受領した記録により構成されたもの、というのがフォンドの概念である。文書を作成又は受領した、自然人、機関、団体に由来するフォンドの規模はさまざまである。フォンドは、これらの自然人又は法人が構築するものであり、その管理・保存は、フォンドの作成者又は受領者の裁量に任されている。

文書の形態は紙媒体に限らない。すなわち、紙媒体から、視聴覚媒体、写真、新媒体であるコンピュータ上でのマルチメディアまでが含まれる。

### 【文書の分類】

文化遺産法典は、79年法の枠組みを継承し、公文書だけでなく、私文書をも保存及び供用の対象としている (L第211-1条)<sup>(注6)</sup>。文化遺産法典は、まず文書全般について定義したうえで (L第211-1条、L第211-2条)、公文書と私文書の区別を設けている (L第211-4条、L第211-5条)。これは、文書の性格に応じて、異なる制度が適用

されるためである。

文書保存法制においては、公文書を収集・管理・保存し、閲覧に供することが第一の任務とされる。ただし、個人生活、医療上の秘密、公共の利益 (国家の安全、国防の秘密) などに抵触する可能性のある情報は保護される。

一方、私文書については、閲覧の可否は文書の所有者に一任され、基本的に文書の公開を強いられることはない。私文書については、歴史的意義を有する場合に歴史的な文書として指定する特別な制度が規定されている (L第212-15条～L第212-28条)。

政治分野や科学技術分野の文書は、必ずしも公私の別が明瞭でない場合もある。例えば、科学技術分野の記録が、立法者の意図した基準に照らして公文書に属すると判別されても、当該作成者である研究者自身が公文書を作成したことを意識していない場合などがそれに当たる。

文書関連法制としては、文化遺産法典第2編以外に、行政文書に係る法令<sup>(注7)</sup>と知的所有権法典<sup>(注8)</sup>が存在し、両者の規定の適用を受ける文書の閲覧については、個別の検討が必要になる場合がある。とくに後者の場合には、当該記録文書の複製物を提供する際に著者又は著作権者の許諾が必要となる。

公文書については、公共サービスの完遂を目的として、特別な制度が設けられている。公文書の作成者となりうるのは、公的任務にたずさわる団体、機関、法人、自然人であり、それらの団体等が作成した記録が公文書である。学校法人、大学、研究機関のほか、特定の私法上の自然人又は法人も公文書の作成者たりうる (L第211-4条)。例えば、次のようなものが公文書である。

- ・国、県又は市町村の行政機関が作成又は受領した記録
- ・議会・裁判に係る文書 (当該文書の閲覧の規則は、別に定める)

- ・行政・政治に携わる公務員（大統領、地方議員を含む）が作成した文書
- ・公施設法人（商工業的公施設法人を含む）が作成した記録

しかし、公文書の範囲を確定するのは困難な状況にある。公的団体で発生する文書の多くは収集されず、公文書として参照されもしないことがあり、本来公文書であるにもかかわらず、その事実が無自覚な作成者の手元に放置された記録が、閲覧の際、私文書として扱われるケースも少なくない。例えば、国立科学研究センター（CNRS）においても、現状では、学術活動に係る記録のすべてが公文書として扱われているとは言い難い<sup>(注9)</sup>という。

さらに、研究・教育関連の記録の組織的収集については、運用面での困難だけでなく、法律上の困難がともなう。研究者は著作権法に定められた諸権利を行使できるため、その業績を公文書として公開するかどうかを決める権利をもつうえに、法律で、研究活動に係る自由の行使の権利が保障されている。これらの研究者の特権により、公文書へのアクセスが阻まれ、結果として公文書制度が完全には実施されない可能性<sup>(注10)</sup>が生じる。

他方、私文書は、公文書以外のすべての記録がこれに該当すると定義される。公文書の場合ほど詳細な分類はなく、私人、私法人又は民営化された企業、団体、組合の文書は、私文書にあたる。

文書は、その公的又は私的な性格に基づき、それぞれの閲覧制度が適用されるため、所有者が公法人か私法人かという問題とは無関係である。

なお、私文書の歴史的な文書としての指定制度は、歴史的建造物に関する1913年12月31日の法律<sup>(注11)</sup>の保全制度にならったものである（L第212-15条）。指定を行う根拠は、条文上では歴史

的価値だけに限られているが、芸術的又は文学的特質も、指定を行う根拠となる。

### 【文書保存に係る権限の地方への委譲】

冒頭述べたように、79年法以降、「市町村、県、州及び国の権限の配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号を補う1983年7月22日の法律第83-663号」（以下「83年法」という。）<sup>(注12)</sup>が制定され、その後の諸改正を経て、地方公共団体が自らの文書を所有することが定められた。更に、この83年法に基づき<sup>(注13)</sup>発せられた文化分野の権限委譲に関するデクレにより、1986年1月1日から<sup>(注14)</sup>県文書館は、県行政をつかさどる<sup>(注15)</sup>県議会議員長の所管となった。

県文書館は、当該県の歴史又は文化遺産に係る資料を集めたセンターであり、かつ、収集の補助的業務や助言活動を行っている。県の文書保存担当部長は、県議会議員長の権限の下に置かれ、県内の公文書に対する監督権を行使する。しかし、県文書館は、国家公務員である国の研究及び文書保存担当部局の職員を通じて、83年法以前から国の研究及び技術上の監督に服している<sup>(注16)</sup>（L第212-10条）。

地方公共団体は、自らの文書の所有者であり、自らその保存及び供用を行う（L第212-6条）。この点に関して、地方公共団体一般法典にも、文書の保存に係る経費は地方公共団体が負担することが明記されている<sup>(注17)</sup>（同法典L第2321-1条）。

文書は、当該地方公共団体で起こった出来事を把握し、住民の情報開示要求に応じるために、長期間保存すべき記録として保存・管理されるが、そのために、地方公共団体は、例えば次のような任務を負う。

- ・国の監督の下で文書の保存及び供用を行う（L第212-10条）。これに伴い、公文書扱いからの除外についても、県の文書保存担当部長が許可する。
- ・人口2,000人未満の市町村は、県文書館に対

して、古文書(150年経過した民事的身分の記録、30年以上利用されていない土地台帳、100年以上経過したその他の記録など)を寄託する義務を負う(L第212-11条)。

- ・市町村は、<sup>(注18)</sup> 県知事に対して申請を行えば、市町村の文書を自ら保存することができる(L第212-11条)。

具体的な文書管理事務は、主として有用な文書の保存及び文書の除外である。例えば、基礎自治体である市町村の場合、市町村議会議事録、教会登録簿、身分登記簿、人口調査記録、建造物、<sup>(注19)</sup> 市町村入会地、都市計画に関する記録などが有用な文書として保存の対象とされる。

なお、新たに文書保存事務を担うことになった市町村に対して、亡失の予防のために文書をコレクションとして再編し管理すること等の措置が奨励されている。文書の永久保存には、収納棚が整備された場所が不可欠となるが、そのような場所の確保は、通常、市町村庁舎の再建及び改修プログラムの一環として行われる。

### 【裁判所の視聴覚記録】

裁判所の視聴覚記録に関する規定は、「裁判所の視聴覚記録の作成に関する1985年7月11日の法律第85-699号」<sup>(注20)</sup> (以下「85年法」という。)に由来している。同法は、裁判における被告人や証人の表情や身振り、声音などを忠実に再現できるように視聴覚媒体による記録を作成することを目的として制定された法律である。同法の制定以後、1987年に判決が下された第2次世界大戦時の対独協力者バルビー<sup>(注21)</sup>の裁判のほか、同様の背景をもつパポン裁判(1998年に判決)<sup>(注22)</sup>の視聴覚記録も作成されている。

ここで規定されているのは、裁判所における公開審理の視聴覚記録の作成、閲覧、複製である。視聴覚記録の作成に決定権をもつのは、<sup>(注23)</sup> 権限裁判所副所長、コンセイユ・デタ(国務院)

副院長、破毀院長、控訴院長などである(L第221-2条)。これらの決定権者は、公開審理の視聴覚記録の作成が当該裁判の歴史的な文書の作成に有益である場合には(L第221-1条)、訴訟当事者、当該審理の裁判長及び検察官の所見を収集した後に、記録の作成を許可することができる<sup>(注24)</sup> (L第221-3条)。

## II フランスの地方図書館の概況

冒頭述べたように、文化遺産法典第3編「図書館」は、1982年以降の地方分権改革に伴う、地方図書館に係る国と地方公共団体との権限関係の改変及び、新たに組織された地方図書館について規定している。

### 【地方への権限配分】

市町村図書館(bibliothèque municipale)は、19世紀はじめに設置され、フランス革命の際没収した貴重な文化遺産を保存することを主要な任務としていた図書館<sup>(注25)</sup>である。その任務の関係から、設置後ほどなく国の監督的権限が定められ、1931年には国有化<sup>(注26)</sup>されていた。

また、県立貸出図書館(bibliothèque départementale de prêt)の前身である中央貸出図書館(bibliothèque centrale de prêt)は、小規模の市町村に読書を広めることを目的に、1945年に国の直轄機関として設置された図書館<sup>(注27)</sup>である。

地方分権改革により、1983年に、市町村図書館は市町村が組織しその経費を負担することとなった(L第310-1条)。また、中央貸出図書館は<sup>(注28)</sup> 県に移管することとなった(L第320-2条)。

### 【地方図書館の現状】

市町村図書館は3種類に分類されているが(L第310-2条)、そのうち「旧指定図書館」には、主としてフランス革命以前の貴重な資料を有する大都市の図書館が指定されている。「指定図書

館」制度が存在した当時は、これらの図書館は国から職員数などで優遇されたが、現在はそのような優遇措置は採られていない。<sup>(注29)</sup>「旧指定図書館」以外の2つの分類は国の統制の形式の差にすぎないといわれている。<sup>(注30)</sup>

現在では、市町村図書館は、単に文化遺産を保存するだけでなく、読書推進の拠点として機能している。1992年には、近隣自治体への支援を使命とする「地域拠点市町村図書館」

(BMVR : bibliothèque municipale à vocation régionale) が定められた (L 第310-5条)<sup>(注31)</sup>。旧指定図書館の多くが、この地域拠点市町村図書館に指定されている。<sup>(注32)</sup>

中央貸出図書館が県立貸出図書館に名称を変更したのもこの時からである (L 第320-2条)<sup>(注33)</sup>。こうした改編により、市町村図書館と県立貸出図書館との連携協力を深め、地方自治体間に新しいネットワークを構築することが図られている。<sup>(注34)</sup> なお、県と市町村との関係は、県が市町村を指導、監督するような階層的な関係にはない。

### 【国の関与】

地方に権限を配分した後の国の関与については、L 第310-1条が、市町村図書館の業務が「国の技術上の監督」に服すると規定し、L 第320-3条が、県立貸出図書館の技術的業務が国の監督に服すると規定する。

国が関与するにあたっては、地方公共団体の独自性を確保するとともに、極端な地域間格差を防止することが課題となる。

1988年11月9日のデクレは、「国の技術上の監督」の具体的内容として、①蔵書構成、②活動、地域組織、アクセス方法(来館、データベース、リモートアクセス)、③情報の組織化(登録、フォーマット、互換性)、④技術の質、⑤保存、貸出を挙げている。<sup>(注35)</sup>

### 【フランス国立図書館】

フランス国立図書館は、文化遺産法典第2編L 第212-33条にも登場しており、第3編に規定があっても不自然ではないと思われる。しかしながら、第3編は、図書館のうち、地方分権に関わる部分のみに限定して規定しており、フランス国立図書館に関する規定はない。<sup>(注36)</sup>

### おわりに

以上、フランスの文書保存法制及び地方図書館の文化遺産法典への法典化に至る背景をみてきた。その経緯には、記録媒体の多様化、社会情勢の変化とともに、主として国から地方への事務の移行という、地方分権改革の進展が反映されていることがわかる。フランスの文書保存法制も地方図書館も、法制面の変化に伴う新たな課題に、日々対応している。

### 注

\* インターネット情報はすべて2007年2月28日現在である。

\* 1990年以降の法令はすべてフランス政府法令サイト <<http://www.legifrance.gouv.fr/>>より検索した(一部重要法令を除く)。

(1) 文化遺産法典法律の部に関する2004年2月20日のオルドナンス第2004-178号 (Ordonnance n°2004-178 du 20 février 2004 relative à la partie législative du code du patrimoine)。オルドナンスとは、政府による委任立法をいう。オルドナンスによる法典の編纂については、岡村美保子「フランスの新たな行政改革の手法—委任立法による法と行政の簡素化—」『外国の立法』227号, 2006.2, pp.84-105を参照。

(2) 「文書保存法」『外国の立法』21巻3号, 1982.5, pp.89-99.

(3) 同上。

(4) Marie Cornu, “Droit des biens culturels et des archives”, Novembre 2003, pp.26-40 (フランス国民教育・高等教育・研究省サイト <<http://www.educ->

- net.education.fr/chrge/biensculturels.pdf>).
- (5) フォンド(同出所史料群)とは、形態や記録媒体にかかわらず同じ出所を持つ資料の総体をいう。出所は特定の個人、家族、組織体などであり、その活動や業務の過程で有機的に作成、利用、保管されてきたものをいう(『文書館用語集』大阪大学出版会,2003(初版は1997年。第3刷),p.93)。フォンドは、国際的に広く使われつつある用語であるため、本稿では、以下「フォンド」と表記する。
- (6) *op.cit.*(4)
- (7) 行政と公衆の関係の改善に係る措置並びに行政、社会保障制度及び税務手続に係る規定に関する1978年7月17日の法律第78-753号(Loi n°78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal)
- (8) Code de la Propriété Intellectuelle
- (9) *op.cit.*(4)
- (10) *ibid.*
- (11) 歴史的建造物に関する1913年12月31日の法律(Loi du 31 décembre 1913 sur les monuments historiques)
- (12) Loi n°83-663 du 22 juillet 1983 complétant la loi n°83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat.
- (13) Décret n°86-102 du 20 janvier 1986 relatif à l'entrée en vigueur du transfert de compétences dans le domaine de la culture. このデクレは、「市町村、県又は州の文書保存担当部局の職員は、各々、市町村長、県議会議長又は州議会議長の下に置く」と規定した83年法第68条が、1986年1月1日に発効することを定めている。なお、デクレとは、大統領又は首相が制定する命令をいう。
- (14) 1982年の地方分権法以来、県議会議員の互選によって選出される県議会議長が、県行政の長としての任務を行う。
- (15) “La politique du patrimoine jusqu'en 2003-Chronologie : 1960- : une nouvelle notion du patrimoine (2003年までの文化遺産政策 - 1960年以降の文化遺産に係る新概念の系譜)” フランス公共サービスサイト<<http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/politique-patrimoine/chronologie/chronologie-1960/>>
- (16) 例えば、ヴァル・ドワーズ県議会県文書館局が作成したパンフレットを参照。同県サイト<[www.val-de-loire.fr/media/media133182.pdf](http://www.val-de-loire.fr/media/media133182.pdf)>
- (17) 以下の記述は、シェール県市長公報(2004.5-6)に多くを負っている。市町村が所有する記録について、「修復や展示などの例外的な場合を除き、市町村役場又は文書が保存されている場所から外に持ち出すべきではない」、「公衆に対する閲覧は、監視のもとに行われるべき」などの勧告も明記してある。同県サイト<<http://www.cher.pref.gouv.fr/document/BIM8.pdf>>
- (18) préfet 県における国の代表者(出先機関の統括者)として国の事務の執行を担当する。注14参照。
- (19) biens communaux 市町村に所属する森林、湖沼、牧草地、荒蕪地などで、旧来の伝統、習慣に基づき、住民の共同利用に供せられる入会地。利用方法は、市町村議会の決定による。利用・分割に係る訴訟は、行政裁判所の管轄である。
- (20) Loi n° 85-699 11 juillet 1985 tendant à la constitution d'archives audiovisuelles de la justice. 同法の全9か条は2004年オルドナンス(前述)によって削除されて、命令の部として再編される予定の規定を除き、文化遺産法典の条文として再編された。
- (21) 原野城治「対独協力の実態暴露に戦々恐々 仏国民に“双刃の剣”となる?バルビー裁判」『世界週報』68巻24号,1987.6.9,pp.22-25等を参照。
- (22) 文化コミュニケーション省文書高等評議会報告書(2003年2月4日)。同省サイト<<http://www.archivesdefrance.culture.gouv.fr/fr/organes/CAO040203.pdf>>
- (23) 権限裁判所(tribunal des conflits)は、フランス

の裁判制度において司法裁判機関と行政裁判機関が相互に独立に並存することに伴い発生する管轄の抵触問題を解決するための裁判機関である。最高司法裁判機関である破毀院及び最高行政裁判機関であるコンセイユ・デタの構成員それぞれ同数の代表者から構成され、司法大臣が裁判長として主宰する。

(24) 2002年7月29日のコンセイユ・デタ判決。Revue de l'Actualité Juridique Français 誌サイト <[http://www.rajf.org/imprimer.php3?id\\_article=1208](http://www.rajf.org/imprimer.php3?id_article=1208)>

(25) 市町村図書館設置を定めた最初の法は décret du 28 janvier 1803といわれる。岸美雪「地方分権と図書館」『日仏図書館研究』12号,1986,p.31.

(26) 「国有化」は、具体的には、市町村図書館のうち「指定図書館 (bibliothèque classée) に分類された図書館に見ることができる。すなわち、「指定図書館」の職員のうちの一部は国に属し、他の職員は市町村に属していた。同上。

なお、「国有化」を定めた法律は、Loi du 20 juillet 1931 relative au régime des bibliothèques publiques des villes et de leur personnel である。

(27) Ordonnance n° 45-2678 du 2 novembre 1945

(28) 市町村、県、州及び国の間の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号を補完する1983年7月22日の法律第83-663号(Loi n° 83-663 du 22 juillet 1983 complétant la loi n° 83-8 du 7 janvier 1983 relative à la répartition de compétences entre les communes, les départements, les régions et l'Etat)。その第61条第1項が文化遺産法典第3編L第310-1条の文言と同一であり、第60条第1項第1文が同法典第3編L第320-2条第1文の文言と同一である。

(29) 鈴木良雄「フランスの図書館III—公共図書館を中心に」『図書館雑誌』95巻11号,2001.11,p.888.

(30) 岸 前掲論文、Marie-Thérèse Jarrige, *Administration et bibliothèques*. Paris: Editions du Cercle de la Librairie, 1996, p.172.

(31) 1992年7月13日の法律第92-651号(Loi n° 92-651 du 13 juillet 1992 relative à l'action des collectivités locales en faveur de la lecture publique

et des salles de spectacle cinématographique) 第4条によって「市町村、県、州及び国の間の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号を補完する1983年7月22日の法律第83-663号」に挿入された第60-4条第2項が、文化遺産法典L第310-5条と同一である。

(32) Jarrige *op.cit.* p.174.

(33) 前掲1992年7月13日の法律第92-651号第6条

(34) 鈴木良雄「フランスの図書館I—公共図書館を中心に」『図書館雑誌』95巻8号,2001.8,p.580.

(35) 地方公共団体に対する国の技術上の監督に関する1988年11月9日のデクレ(Décret n° 88-1037 du 9 novembre 1988, relatif au contrôle technique de l'Etat sur les bibliothèques des collectivités territoriales)。岸美雪「フランスの地方分権による公共図書館制度の変遷—3つの転換点」『日仏図書館情報研究』25号,1999,p.9.

(36) フランス国立図書館については、1994年1月3日のデクレ(Décret n° 94-3 du 3 janvier 1994 portant création de la Bibliothèque nationale de France)が規定している。ちなみに、図書館については、本法典第4編の博物館のような体系的な法律は作られていない。

#### 参考文献 (注に掲げるものを除く)

- ・文化財研究所東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター編『フランスに於ける歴史的環境保全：重層的制度と複層的組織、そして現在』2005。「第4部：資料」として、文化財法典の試訳が掲載されている。
- ・大山礼子『フランスの政治制度』東信堂,2006.
- ・岸美雪「フランスの地方分権による公共図書館制度の変遷」『日仏図書館情報研究』25号,1999,pp.7-12.
- ・鈴木良雄「フランスの図書館II—公共図書館を中心に」『図書館雑誌』95巻9号,2001.9,pp.733-735.
- ・磯部力・大山礼子「フランスの新権限配分法(一〜三)」『自治研究』60巻3・5・8号,1984.3~8,pp.100-118,pp.92-120,pp.72-94.

- ・名城邦孝「フランスの公共図書館」『諸外国の公共図書館に関する調査報告書（平成16年度文部科学省委託事業図書館の情報拠点化に関する調査研究）』2005, pp.78-98.
- ・村上順訳『フランス市町村法典—改訂版—』地方自治総合研究所, 1994.
- ・村上順訳『フランス地方分権改革法』地方自治総合研

究所, 1996.

（さとう たけひこ・関西館電子図書館課）

（ふくい ちえ・総務部人事課）

（本稿は、筆者が調査及び立法考査局在職中に執筆したものである。）

# 文化遺産法典 [抄]

(法律の部 (Partie Législative) 全7編のうちの第2編及び第3編)

Code du patrimoine

調査及び立法考査局フランス法研究会\*訳

## 第2編 文書

する記録のうち、L第211-4条の規定に該当しないものの総体をいう。

### 第1章 文書の一般制度

#### 第1節 総則

L第211-1条 文書(archives)とは、その日付、形状及び媒体のいかんを問わず、すべての自然人又は法人及びすべての公的又は私的の機関又は団体がその活動上作成し又は受領した記録(documents)の総体をいう。

L第211-6条 この節の規定の適用については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### 第2節 収集、保存及び保護

##### 第1款 公文書

###### 第1目 総則

L第211-2条 文書の保存は、管理の必要及び公的又は私的の自然人又は法人の権利の証明の必要のため並びに研究上の歴史的参考資料とするため、公の利益を目的として行う。

L第212-1条 公文書は、その保有者のいかんを問わず、取得時効の対象とならない。

L第211-3条 この章の規定の適用により文書の収集又は保存の職務を行う公務員(fonctionnaire ou agent)は、法令上公衆の利用に供することのできないすべての記録に関して、職務上の秘密を遵守しなければならない。

L第212-2条 公文書の保存の要件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

このデクレには、一定の行政機関又は団体が作成し又は受領した文書である記録(documents d'archives)の保存の事務を文書保存行政庁が当該行政機関又は団体の所管部局に委任する場合を定める。このデクレには、文書保存行政庁と当該行政機関又は団体との協力の要件を定める。

L第211-4条 公文書とは、次に掲げるものをいう。

- a) 国、地方公共団体、公施設法人及び公企業の活動により生じた記録
- b) 公役務を管理し、又は公役務の任務を負う私法上の団体の活動により生じた記録
- c) 裁判所付属吏(officiers publics ou ministériels)<sup>(註1)</sup>の作成した原本及び帳簿類(répertoire)

L第212-3条 L第211-4条に規定する記録は、L第212-4条に定めるものを除き、これを作成し又は受領した行政部局、公施設法人及び団体による日常的利用の期間を経過したときは、保存すべき記録と行政的及び歴史的意義を持たず除外すべき記録とに分けるために選別の対象とする。

除外すべき記録の一覧及び除外の条件は、当該記録を作成し又は受領した機関と文書保存行政庁との合意により定める。

L第211-5条 私文書とは、L第211-1条で定義

L 第212-4条<sup>(注2)</sup> L第211-4条に規定する記録が、情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号に定める自動処理の枠内で収集された個人情報を含む場合には、それらの情報は、当該法律第6条5°に規定する期間を経過したときに、保存すべき情報及び科学的、統計的又は歴史的意義を持たず廃棄すべきデータを確定するために選別の対象とする。

廃棄すべきデータの種類及び廃棄の条件は、当該情報を作成し又は受領した機関と文書保存行政庁との合意により定める。

L 第212-5条 公文書の所有者たる省、部局、公施設法人又は団体が廃止される場合には、当該廃止法令に特段の引継ぎ規定がない限り、その公文書は、これを文書保存行政庁に移管しなければならない。

## 第2目 地方公共団体の文書

### 第1小目 総則

L 第212-6条 地方公共団体は、その文書を所有する。地方公共団体は、自らその保存及び供用を行う。ただし、州及びコルシカ地方公共団体は、契約により、文書の保存を州又はコルシカ地方公共団体のそれぞれの州庁所在地又はコルシカ庁所在地の県文書保存担当部局に委任することができる。

L 第212-7条 地方公共団体は、その文書の保存及び供用のために、1986年1月1日に効力を有する条件において、国の財政援助を継続して受ける。

L 第212-8条 県の文書保存担当部局の経費は、県が負担する。当該部局は、当該県に所在する国の出先機関の文書を受け入れ、管理しなければならない。当該出先機関は、その文書

を県の文書保存担当部局に移管しなければならない。当該部局の管轄に属する他の公文書及び市町村が県の文書館に寄託すべき文書又は寄託することを決定した文書についても同様とする。県文書保存担当部局は、私文書についても受け入れることができる。

L 第212-9条<sup>(注3)</sup> 国の公務に係る規定に関する1984年1月11日の法律第84-16号第41条の規定にかかわらず、国の研究及び文書保存担当職員は、県の文書保存担当部局の職務を遂行するために、県に置くことができる。

L 第212-10条 地方公共団体に帰属する文書並びにL第212-6条及びL第212-8条の規定の適用により県の文書保存担当部局が管理する文書の保存及び供用は、国の研究及び技術上の監督の下で、関係法令に従って行う。

この条の適用の条件、特に、国の研究員に属する文書管理官 (conservateurs d'archives) であって、県議会議長、州議会議長又はコルシカにおいては執行評議会議長の下に置かれる者が前項に規定する研究及び技術上の監督を遂行する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第2小目 市町村の文書の寄託

L 第212-11条 150年の期間を経過した民事的身分の記録、利用されなくなってから30年を経過した地図及び土地台帳並びに100年の期間を経過したその他の文書である記録であって、人口2,000人未満の市町村の文書館に保存されているものは、市町村長の申請に基づき県知事が認めた場合を除いて県文書館に寄託しなければならない。

L 第212-12条 L第212-11条に規定する記録であって、人口2,000人以上の市町村の文書館が

保存するものについては、当該市町村議会の議決の後、市町村長が県の文書館に寄託することができる。

県知事は、市町村の文書の保存が適切に行われていないことが明らかになった場合には、催告の後、職権により当該文書の寄託を命ずる。

**L 第212-13条** 相当の歴史的意義を有する記録であって、その保存状況が危機に瀕していることが明白となったものについては、県知事は、市町村に対してあらゆる措置を指示し、かつ、その措置を講じるよう催告することができる。

市町村がこれらの措置を講じない場合には、県知事は、市町村の規模及び記録の日付のいかんを問わず、職権により当該文書の県文書館への寄託を命ずることができる。

**L 第212-14条** 市町村長が寄託したL第212-11条からL第212-13条までに規定する記録の所有権は、市町村に属する。

寄託された市町村の文書である記録の保存、整理及び閲覧は、県（固有）の文書について規定する条件により行う。

県の文書館に寄託された市町村の文書に属するものは、当該市町村議会の承認なしに除外されることはない。

## 第2款 私文書

### 第1目 歴史的文書としての指定

**L 第212-15条** 歴史的価値により公益性を有する私文書は、文書保存行政庁の提案に基づき、所管大臣（*autorité administrative*）の決定により歴史的文書（*archives historiques*）として指定することができる。

**L 第212-16条** 記録の歴史的文書としての指定

は、当該記録の所有権を国に移転するものではない。

**L 第212-17条** 所有者の同意が得られない場合には、私文書の指定は、コンセイユ・デタの拘束的意見に基づくデクレにより、職権で行うことができる。

**L 第212-18条** 文書保存行政庁は、直ちに、所有者に指定手続の開始を通知する。

この通知の時から当然に指定に伴う効果が生ずる。

所有者が通知を受領したことを証した日から6月以内に指定が行われなるときは、指定に伴う効果は、消滅する。

**L 第212-19条** 職権による指定により制限を受けたため当該文書の所有者に損害を生じたときは、この損害に相当する補償金の支払いを行うことができる。補償金の請求は、指定のデクレの通知から6月以内に行う。補償金につき協議による合意が得られないときは、司法裁判所がこれを決定する。

**L 第212-20条** 歴史的文書として指定された文書は、取得時効の対象とならない。

**L 第212-21条** 指定は、その後の所有者又は占有者のいかんを問わず、当該文書につき効力を有する。

**L 第212-22条** 指定を受けた文書の所有者又は占有者は、コンセイユ・デタの議を経るデクレに定める要件に従い授権された職員に請求されたときは、当該文書を提示しなければならない。

**L 第212-23条** 指定を受けた文書の所有者が当

該文書を譲渡しようとするときは、その旨を文書保存行政庁に届け出なければならない。

**L 第212-24条** 指定を受けた文書の所有者が当該文書を譲渡するときは、譲受人に対し指定の存在を告知しなければならない。

**L 第212-25条** 指定を受けた文書の現状を変更し又はその状態を悪化させるおそれのあるすべての措置は、文書保存行政庁の許可なしに行うことができない。

**L 第212-26条** 指定を受けた文書の指定の解除は、所有者の請求又はフランス文書館局 (la direction des Archives de France) の発議により行うことができる。指定解除の決定は、指定の決定と同様の手続により行う。

**L 第212-27条** 指定を受けた文書又は指定手続中の文書は、廃棄してはならない。

前項の規定にかかわらず、文書の最初の内容調査の際に一部の記録が歴史的意義を持たないことが明らかになった場合には、L 第212-3条第2項に規定する要件に従い、その文書の所有者と文書保存行政庁との合意により当該記録を除外することができる。

**L 第212-28条** 一時的輸出に関するL 第111-7条の規定を適用する場合を除き、指定を受けた文書は、輸出してはならない。

### 第2目 輸出前の複製権

**L 第212-29条** 国は、指定を受けていない私文書であってL 第111-2条の規定の適用により証明書の請求の対象となったものについて国費による全部又は一部の複製を条件として、同条に規定する証明書の発行を行うことができる。

複製の作業は、前記請求後6月を超えて行うことができない。

### 第3目 先買権

**L 第212-30条**<sup>(注4)</sup> 企業の裁判上の清算の場合の文書の取扱いについては、次に掲げる商法典L 第622-19条で規定されている。

L 第622-19条 債務者の文書の売却又は廃棄に先立って、清算人は、文書保存を所管する大臣にその旨を通知する。当該大臣は、先買権を有する。

**L 第212-31条** 私文書が歴史的文書としての指定の決定を受けているか否かにかかわらず、当該私文書の競売を実施する職務を行う裁判所付属吏又は競売を主催する権限を有する会社は、少なくとも15日前に文書保存行政庁に対しその旨を通知しなければならない。この通知には、当該記録につき有益な情報を記載した書面を付する。この通知には、競売の日時及び場所を明記する。目録明細書に送付の趣旨を明記した書面を添えて送付することをもって、この通知に代えることができる。

裁判所付属吏は、裁判上の競売の場合において前項に規定する期間を遵守することができないときは、競売を実施する者として指名を受けた後、直ちに同項にいう情報を文書保存行政庁に通知するものとする。

**L 第212-32条** 国は、文書遺産の保存上必要と認めるときは、競売に付された私文書たる記録について先買権を行使し、これにより、国は、落札者に代位する。

**L 第212-33条** 国は、また、地方公共団体及び公益性が認められる財団の請求により、かつそれぞれの代理として、L 第212-32条に規定する先買権を行使することができる。フラン

ス国立図書館は、この権利を自ら行使する。

請求が競合するときは、所管大臣が買受人を決定する。

**L 第212-34条** 市町村議会は、歴史的文書としての指定の有無にかかわらず、文書である記録について法律に定める先買権を国が当該市町村のために行使する旨の要望決議を行うことができる。

市町村議会は、地方公共団体一般法典L第2122-23条に規定する条件に従って、この権限の行使を市町村長に委任することができる。

**L 第212-35条** 県議会は、文書についての法令に定める先買権の行使を決定する。

**L 第212-36条** 州議会及びコルシカ議会又はこれらの閉会中<sup>(註5)</sup>にあつてはそれらの常置委員会は、州又はコルシカ地方公共団体のために文書についての法令に定める先買権の行使の是非について決定する。

**L 第212-37条** L第212-1条からL第212-5条まで、L第212-15条からL第212-29条まで及びL第212-31条からL第212-33条までの規定の適用については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第3節 閲覧制度

**L 第213-1条** 公文書館に寄託するまで閲覧が自由であった記録は、いかなる制限もなく、引き続き、すべての請求者の閲覧に供する。

行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政、社会及び財政上の諸規定に関する1978年7月17日の法律第78-753号第1条に規定する記録は、当該法律が定める要件に従って引き続き閲覧に供することができる。

その他のすべての公文書である記録は、30

年の期間又はL第213-2条に規定する特別の期間を経過したときは、自由に閲覧に供することができる。

**L 第213-2条** 公文書である記録は、次に定める期間を経過したときは、自由に閲覧に供することができる。

a) 医療に関する個人情報を含む記録については、出生の日以後150年

b) 個人の記録に関する書類については、出生の日以後120年

c) 裁判所に提起された事件（恩赦の決定を含む）に関する記録、公証人が作成した原本及び帳簿類並びに身分登記簿及び登録簿については、当該書類の作成又は閉鎖の日以後100年

d) 個人及び家族の生活その他一般に私的な事実及び行動に係るのある個人情報を含む記録であつて、官公署が行う統計調査の一環として収集されたものについては、国勢調査その他の調査の日以後100年

e) 私生活の平穩又は国家の安全若しくは国防に関わる情報を含む記録であつて、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定めるものについては、作成の日以後60年

**L 第213-3条** 文書保存行政庁は、L第213-1条第3項及びL第213-2条に規定する期間の満了前に、公文書である記録の閲覧を許可することができる。ただし、公正証書の原本に関しては、共和曆XI年風月25日（1803年3月16日）の法律第23条の規定を適用する。

前項に規定する閲覧には、許可にかかる行政処分<sup>(註6)</sup>で定める要件を除き、いかなる制限も加えることができない。

この条第1項の規定にかかわらず、L第213-2条dに規定する情報については、100年の法定期間の満了前に、その閲覧につき一切

の許可を与えることができない。

**L 第213-4条** 公文書又は私文書を保有する行政機関は、文書である記録の閲覧申請を拒むときは、その理由を明らかにしなければならない。

**L 第213-5条**<sup>(注6)</sup> L 第213-1条から L 第213-3条まで及び L 第213-6条から L 第213-7条までの規定は、文書保存行政庁及び公文書を保有する地方公共団体の部局の公開の場所に見易いように掲示するものとする。

**L 第213-6条** 国及び地方公共団体が、寄贈、遺贈、譲渡、寄託又は租税一般法典第1131条及び第1716条の2 (1716 bis) I に規定する税の物納により私文書を受領する場合には、当該私文書を受領した行政機関は、所有者の要請により当該私文書の保存及び閲覧に関して課される条件を遵守しなければならない。

**L 第213-7条**<sup>(注7)</sup> 公文書である記録の謄本及び抄本を交付する際の要件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

国、県及び市町村の文書保存担当部局に保存される書類 (pièces) の謄本又は抄本の料金表は、デクレで定める。

**L 第213-8条** この節の適用については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

#### 第4節 罰則

**L 第214-1条** 何人も、L 第211-3条の規定に違反した場合には、刑法典第226-13条及び第226-31条に規定する刑に処する。

**L 第214-2条** 刑法典第314-1条及び第432-15条が適用される場合を除き、文書の収集又は保

存の職務を行う公務員がL 第213-6条に定める保存又は閲覧の条件に違反した場合には、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金又はそのいずれかの刑に処する。

**L 第214-3条** 刑法典第322-2条及び第432-15条が適用される場合を除き、何人も、その職務を離れるに当たり職務上保有する公文書を横領した場合には、不正の意図の有無にかかわらず、1年の拘禁刑及び3,750ユーロの罰金又はそのいずれかの刑に処する。

**L 第214-4条** 次に掲げる場合には、4,500ユーロの罰金に処する。ただし、罰金は、譲渡され、又は廃棄された文書の価額の倍額にまで加重することができる。

- a) L 第212-27条の規定に違反して、指定を受けた私文書とその所有者が廃棄した場合。
- b) L 第212-23条の規定に違反して、指定を受けた私文書とその所有者が譲渡した場合。
- c) L 第212-31条の規定に違反して、私文書を売却した場合。

**L 第214-5条** 次に掲げる場合には、3,750ユーロの罰金に処する。

- a) 譲受人に対し、L 第212-24条に規定する要件に基づき指定の存在を告知することなく、指定を受けた文書を譲渡した場合。
- b) L 第212-25条に規定する行政の許可なく、指定を受けた文書の現状を変更し又はその状態を悪化させるおそれのある何らかの措置を実行した場合。
- c) L 第212-22条に規定する担当官に対し、指定を受けた文書の提示を拒否した場合。

## 第2章 裁判所の視聴覚記録 (archives

audiovisuelles)

## 第1節 作成

L 第221-1条 行政裁判所又は司法裁判所における公開審理は、その記録が当該裁判の歴史的な文書の作成に有益であるときは、この章に定める要件に基づき、録画又は録音の対象とすることができる。L 第221-4条に規定する場合を除き、当該記録は完全版とする。

L 第221-2条 審理の記録の決定権者は、次に掲げる者とする。

- a) 権限裁判所にあつては副所長
- b) 行政裁判所については、コンセイユ・データにあつてはコンセイユ・データ副院長及びその他の裁判所にあつては当該裁判所長
- c) 司法裁判所については、破毀院にあつては破毀院長、控訴院及びその管轄に属するその他の裁判所にあつては控訴院長

L 第221-3条 L 第221-2条に規定する決定は、職権により、又は訴訟当事者、その代理人若しくは検察官の請求に基づいて行ふ。緊急の場合を除き、すべての請求は、記録を求める審理の日から遅くとも8日前までに提出しなければ受理されない。

すべての決定の前に、当該決定権者は、訴訟当事者又はその代理人、当該記録の対象となる審理の裁判長及び検察官の所見を収集する。当該決定権者は、所見を提出し、見解を示すべき期間を定める。

L 第221-4条<sup>(注8)</sup> 記録は、弁論の円滑な進行及び防御権の自由な行使を妨げない条件の下で実施される。当該記録は、定められた時点から実施される。

第1項の規定が遵守されないときは、当該審理の裁判長は、秩序維持の権限の行使として、当該記録を禁じ、又は一時的に中断する

ことができる。

L 第221-5条 記録は、その保存の責任を負うフランス文書館の管理下に、当該審理の裁判長から送付する。当該裁判長は、必要な場合には、記録の際に生じた事故について通知する。

## 第2節 閲覧及び複製

L 第222-1条 訴訟の終結から20年の期間、所管大臣は、歴史的又は科学的な目的による録画物又は録音物の全部又は一部の閲覧を許可することができる。

当該期間を経過したときは、閲覧は、制約を受けない。録画物又は録音物の全部又は一部の複製又は放送は、訴訟により利益を主張しうるすべての者がその権利を行使する機会を与えられた後に、パリ大審裁判所長又は同裁判所長がこの目的のために委任する裁判官が与える許可に従う。ただし、人道に対する罪に係る訴訟の裁判の記録物の全部又は一部の複製又は放送は、最終となる判決によって当該訴訟が終結した後直ちに許可することができる。

50年を経過したときは、録画物又は録音物の複製又は放送は、制限を受けない。

L 第222-2条 1990年7月13日より前に記録が許可された訴訟は、L 第222-1条に規定する手続に従って、複製し、又は放送することができる。

L 第222-3条 L 第221-1条からL 第221-5条まで及びL 第222-1条の適用については、特にL 第221-1条及びL 第222-1条に規定する決定に対して行使することのできる訴えの手段については、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

### 第3編 図書館

### 図書館

#### 第1章 市町村図書館

L 第310-1条 市町村図書館は、市町村が組織し、その経費を負担する。その業務は、国の技術上の監督に服する。

L 第310-2条 市町村の公共図書館は、次の3種に分類する。

- a) 第1種：旧指定図書館
- b) 第2種：定期的かつ恒久的な技術上の監督に服する図書館
- c) 第3種：上級機関による監察に服すべき図書館

L 第310-3条 旧指定図書館である第1種図書館のリスト、並びにその他の図書館の第2種及び第3種への分類は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

L 第310-4条<sup>(注9)</sup> 図書館の指定は、関係市町村への事前の諮問なしに変更することができない。

L 第310-5条 地域拠点市町村図書館 (bibliothèque municipale à vocation régionale)<sup>(注10)</sup> とは、人口10万人以上若しくは州庁所在地の市町村又は人口10万人以上の市町村連合体に置かれる施設であって、特に、面積、蔵書の規模及び記録媒体の多様性、ネットワーク化への適応、並びに最新の通信手段の利用に関して、コンセイユ・デタの議を経るデクレが定める要件に適合するものをいう。

L 第310-6条 L 第310-2条及びL 第310-3条の規定は、モーゼル県、バ・ラン県及びオー・ラン県の市町村には適用しない。

#### 第2章 県、州及びコルシカ地方公共団体の

L 第320-1条 市町村図書館の組織及び機能に係る規定は、県立貸出図書館 (bibliothèque départementales de prêt) を除く県、州及びコルシカ地方公共団体の図書館に適用する。

L 第320-2条 中央貸出図書館 (bibliothèque centrales de prêt) は、県に移管する。その名称は、県立貸出図書館とする。

L 第320-3条 県立貸出図書館の技術的な業務は、国の監督に服する。

L 第320-4条 国が実施する県立貸出図書館の設備計画は、デクレで定める。

#### 注

\* インターネット情報は、すべて2007年2月28日現在である。

(1) 公署官 (officiers publics) は、証書に公署する権限を有する者に与えられている資格をいう。広義の裁判所付属吏 (officiers ministériels) には含まれるが、裁判の運営には直接関与せず、競売吏、有価証券仲買人がそれに当たる。裁判所付属吏は裁判の運営に直接関与するものと直接関与しないものがあり、前者には控訴院代訴士、商事裁判所書記、執行吏があり、後者には公証人、競売吏などが該当する。両者の身分的差異はほとんどなく、併せて officiers publics ou ministériels とする一括的呼称が用いられる。

(2) L 第212-4条は、法律第2004-801号による改正後の規定である。

(3) L 第212-9条の規定は、法律第2007-148号により改正されている。

(4) L 第212-30条は、法律第2005-845号により改正され、2006年1月1日から新規定が施行されている。

(5) ここでの常置委員会 (commission permanente)

は、議会の閉会中に開催されるものを指していると考えられる。我が国では、1932年7月、「議会振肅要綱」が作成され、閉会中に審議を行う「常置委員会」が新設された例があり、これにならって「常置委員会」の訳語をあてた。大曲薫「昭和初期における議会改革の試み—議会振肅要綱を中心に—」『レファレンス』478号,1990.11,pp.26-40を参照。

- (6) L第213-5条は、法律第2004-1343号による改正後の規定である。
- (7) L第213-7条は、法律第2004-1343号による改正後の規定である。
- (8) L第221-4条は、法律第2004-1343号による改正後の規定である。
- (9) L第310-4条は、83年法第61条第4項にあったが、いったん地方公共団体一般法典L第1422-4条として編纂された後、再び文化遺産法典に移された。

- (10) 鈴木良雄「フランスの図書館—公共図書館を中心に」『図書館雑誌』95巻8号,2001.8,p.580では、「地域拠点市立図書館」と訳されている。

**参考文献**（注に掲げたものは除く）

- (1) 山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会,2002.
- (2) 中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第2版』三省堂,2002.

\*この翻訳は、当会の平成18年の活動の成果である。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。メンバーは次のとおりである。岡村美保子、川西晶大、古賀豪、佐藤毅彦、福井千衣、南亮一、宮本孝正（50音順）。